

吹田市立男女共同参画センター什器・備品類運搬業務仕様書

1 業務名

吹田市立男女共同参画センター什器・備品類運搬業務

2 履行期間

令和8年6月1日から令和8年6月30日まで

3 業務実施場所

(1) 搬出場所

施設の名称	所在地	構造	エレベーターの有無
吹田市立男女共同参画センター	吹田市出口町2番1号	地下1階 ・地上3階	有り

(2) 搬入場所

	施設の名称	所在地	運搬場所	エレベーターの有無
ア	吹田さんくす3番館	吹田市朝日町3番	5階502号室	有り
イ	阪急山田駅前南自転車駐車場（吹田市営）	吹田市山田西4丁目1番25号	2階	無し
ウ	吹田市立交流活動館	吹田市岸部中1丁目22番2号	3階ホール	有り

4 運搬業務実施日

(1) 上記3(2)アの吹田さんくす3番館への搬入

令和8年6月25日（木）の午後8時から翌日午前0時までの間（予定）

(2) 上記3(2)イ及びウへの搬入

上記2の履行期間内において、発注者と受注者双方の協議により決定した日時

5 運搬する什器・備品類の種類等

発注者が運搬を委託する什器・備品類の種類、数量、性状及び搬入場所等は、別表1～3及びその収納物（収納物は50㎡程度）のとおりとする。運搬時の数量は、

多少増減することがあるものとする。

6 業務内容

(1) 業務の打合せ

受注者は、契約締結後、速やかに発注者と本業務に関する詳細な打合せを実施するものとする。

(2) 梱包用資材の提供

受注者は、引越作業に必要な全ての梱包用資材（段ボール箱、OA梱包材、布テープ、緩衝材、ラベル等）を発注者に提供するものとする。なお、梱包用資材については、性能や品質に支障が生じない範囲で、リサイクル品を用いることとする。

(3) 書類等の梱包

発注者は、ロッカーや書庫等に収納している物について、運搬業務実施日までに、上記(2)により提供された段ボール箱に梱包し、各部屋内に集積しておくものとする。

(4) 搬出入場所の下見及びスケジュール表の作成

受注者は、運搬業務実施日の作業が円滑に進むよう、あらかじめ発注者の立会いの下で搬出場所及び搬入場所の下見を行い、業務実施日における詳細なスケジュール表を作成するものとする。

(5) 従事人員数等の報告

受注者は、運搬業務実施日までに、業務に従事する人員数、使用する車両の台数その他必要な事項を発注者に報告するものとする。

(6) 什器・備品類の運搬

受注者は、運搬業務実施日において、それぞれの特徴、規格、用途に応じ最も適した方法により、必要に応じて緩衝材や覆材を用いて什器・備品類の運搬を行い、作業中の損傷、破損等の事故が生じないように十分配慮すること。特に、パソコン等の精密機器やモニターについては、取扱いに細心の注意を払うこと。また、受注者は、搬出場所及び搬入場所の建物内の運搬経路上を養生シート等の養生材で覆うなどして、運搬時に建物内外に損傷が生じないようにしなければならない。

(7) 備品類の配置等

受注者は、発注者の提供するレイアウト図に従い、発注者の立会いの下で、運搬した机、椅子等の備品類を正しく配置すること。

また、上記(3)により集積された段ボール箱は、発注者の職員の指示する場所に置くこと。

(8) 事後の点検

受注者は、業務終了後直ちに養生材を全て撤去して点検を実施し、その際に建物や設備等に損傷が認められたときは、その責任において修理を行い、その費用を負担するものとする。

(9) 業務完了報告書の提出

受注者は、業務終了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

7 業務従事者

受注者は、業務について十分な知識と実務経験を有する者を業務従事者として配置し、作業の円滑な遂行を図ること。また、緊急時に備え、早急に連絡体制が取れるよう、責任者の連絡先を発注者に届け出ること。加えて、業務従事者は、当該従事者が受注者の職員であることが外部から容易に視認できるよう、制服や名札、腕章等を着用すること。

8 安全対策

受注者は、搬出場所及び搬入場所の施設利用者や路上通行者の安全を確保するため、必要に応じて人員を配置し、誘導等を行うこと。

また、上記3(2)アの吹田さんくす3番館への搬入時には、夜間帯の作業となることから、出入口から関係者以外の者が立ち入らないよう、監視員を配置すること。

9 梱包用資材の回収

発注者は、運搬業務実施日以後に、上記6(7)により運搬された段ボール箱を自ら開梱するものとし、当該開梱作業の終了後、受注者は発注者からの連絡により、速やかに段ボール箱の回収を行い、受注者の責任と負担において廃棄すること。

10 各搬出入場所の留意点

(1) 吹田市立男女共同参画センター

本施設はエレベーター設置施設であるが、エレベーターのかご内室の寸法が小さいため(定員11名・積載750kg・横幅約144cm×奥行き約141cm×高さ約228cm)、搬出時には十分注意すること。

(2) 吹田さんくす3番館

ア 本施設はエレベーター設置施設であるが、エレベーターのかご内室の寸法が小さいため(横幅約140cm×奥行き約135cm×高さ約209cm)、搬入時には十分注意すること。

イ 搬入時に使用できる出入口は、1か所しかないので、注意すること。

ウ 駐車場がないため、バスロータリー部に駐車を行い、駐車場所には交通誘導

員を配置すること。

(3) 阪急山田駅前南自転車駐車場（吹田市営）

ア 本施設はエレベーター設置施設ではないが、1階部から2階部に向けて、傾斜が緩やかな自転車用スロープ（スロープの横に、合計段数30段の階段有り）を利用することができること。

イ 搬入時に使用できる正面入口部には、桜の木の枝が横に張り出しており、車両の駐車時等に接触して損傷させることのないよう注意すること。

ウ 周辺は閑静な住宅街なので、搬入時に大きな音を出さないように注意すること。

エ 建物に接している道路が行き止まりになっており、その幅員も狭いので注意すること。

オ 本施設の1階は、自転車、原動機付自転車の駐車場であり、受注者による搬入作業中も駐車場利用者の出入りがあることを留意し、安全に作業を行うこと。

(4) 吹田市立交流活動館

本施設はエレベーター設置施設であるが、エレベーターのかご内室の寸法が小さいため（横幅約130cm×奥行き約130cm×高さ約200cm）、搬入時には十分注意すること。

11 秘密の保持等

受注者は、搬出入場所の設備について、使用許可のある場所のみを使用し、業務に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。また、受注者は、本業務で知り得た秘密を第三者に漏洩しないこと。

12 提出書類

- (1) スケジュール表
- (2) 従事人員数等報告書
- (3) 業務責任者届
- (4) 業務完了報告書

13 その他

業務の実施に当たり疑義が生じたときは、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。